

林眞須美の釈放要望書

和歌山地方裁判所刑事部 御中

令和4年 月 日

令和4年 月 日付弁護士生田暉雄の被告人林眞須美に対する勾留取消請求書によりますと、林眞須美に対する勾留の要件（犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由）が無いとのことです。

判決書には死因の証拠がありません。判決が犯行態様や動機の証拠とする被告人の多数の類似の犯行も存在しません。有罪の判決の証拠の標目の3ヶ所に無罪の証拠が判示されています。

以上のことから林眞須美に対する勾留の要件がありません。林眞須美に対する勾留の続行は違法勾留で、違法行為です。

林眞須美を即時釈放して下さい。

釈放要望書

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		